

寄 附 行 為

昭和 39 年 5 月 22 日 設 立

昭和 39 年 9 月 25 日 改 正

昭和 45 年 2 月 24 日 改 正

昭和 48 年 6 月 26 日 改 正

昭和 51 年 11 月 29 日 改 正

昭和 58 年 3 月 19 日 改 正

平成 5 年 11 月 4 日 改 正

平成 11 年 4 月 1 日 改 正

平成 15 年 11 月 18 日 改 正

財団法人 日本セーリング連盟

(Japan Sailing Federation)

目 次

第 1 章 総 則	第 1 条 ~ 第 4 条	1
第 2 章 財産及び会計	第 5 条 ~ 第 16 条	2
第 3 章 役員等	第 17 条 ~ 第 23 条	4
第 4 章 理事会	第 24 条 ~ 第 32 条	6
第 5 章 評議員及び評議員会	第 33 条 ~ 第 34 条	8
第 6 章 専門委員会	第 35 条	9
第 7 章 加盟団体等	第 36 条	9
第 8 章 寄附行為の変更及び解散	第 37 条 ~ 第 40 条	9
第 9 章 事務局	第 41 条 ~ 第 42 条	10
第 10 章 最高審判委員会	第 43 条	11
第 11 章 補 則	第 44 条	11
附 則		11

財団法人 日本セーリング連盟寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、財団法人日本セーリング連盟《英文では、Japan Sailing Federation (J S A F)》という。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を東京都渋谷区神南1丁目1番1号に置く。

2 本連盟は、従たる事務所を次の地に置く。

札幌事務所	北海道札幌市北区北32条西2丁目3-16 Ⅱシ-32-502
川崎事務所	神奈川県川崎市川崎区小川町8番地21
名古屋事務所	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目21番21号
京都事務所	京都府京都市下京区烏丸通四条下ル四条地下鉄ビル7
西宮事務所	兵庫県西宮市西宮浜4丁目16番2号
広島事務所	広島県広島市中区舟入本町15番20号
福岡事務所	福岡県福岡市中央区浄水通30番2号
鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市谷山港2丁目17番地
那覇事務所	沖縄県那覇市首里赤田町3丁目26番地

(目 的)

第3条 本連盟は、セーリングスポーツに関し、わが国を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統轄し、併せてセーリングスポーツ及び海事思想の健全なる発展及び普及を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) セーリングスポーツの普及及び指導
- (2) セーリングスポーツの国内競技会及び国際競技会の開催、後援及び援助
- (3) セーリングスポーツの国際競技会への選手及び艇の選考、推せん及び派遣
- (4) セーリング競技に関する規則の管理及び運用
- (5) セーリングスポーツの競技力向上に関すること
- (6) セーリングスポーツに関する指導員及び審判員の養成及び資格認定

- (7) セーリングに必要な技術及び安全思想に関する調査及び研究並びにこれらの情報提供
- (8) セーリングに関する危険防止のための諸施設並びに泊地の設置推進活動及び設置運営に関する指導並びにこれらの情報提供
- (9) セーリングスポーツ用具（艇体、機器、装備）に関する以下の事業
 - i . 調査、研究及びこれらの情報提供
 - ii . 登録及び計測の実施並びにこれらに係る証明書の発行
 - iii . 安全性検査の実施及びこれらに係る検査報告書の発行
- (10) 通信機器を含む安全に係る機器及び装備の調査、研究並びにこれらの情報提供
- (11) セーリングスポーツ活動を通じた海事思想の普及、宣伝及び啓発
- (12) セーリングスポーツに関する国内外の関係機関への参画及び協力
- (13) セーリングスポーツに関する刊行物の発行及び監修
- (14) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

（財産の構成）

第5条 本連盟の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

（財産の種別）

第6条 本連盟の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（財産の管理）

第7条 本連盟の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行への定期預貯金、信託会社への信託、又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 本連盟の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣及び国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本連盟の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本連盟の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、文部科学大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を通常理事会の14日前までに作成し、監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、前各項の書類及び報告書については、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

4 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 本連盟が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣及び国土交通大臣の承認を得なければならない。

(新たな義務負担及び権利の放棄)

第14条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(特別基金)

第15条 本連盟は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、特別の目的のための基金を設けることができる。

2 前項の基金の目的並びに管理及び処分方法は、基金ごとに理事会の議決及び評議員会の同意を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第16条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員)

第17条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 2名以内
- (5) 理事 23名以上27名以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (6) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の中から、評議員会の推薦に基づき理事会で選出する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

- 4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 7 理事に異動があったときには、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を文部科学大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。
- 8 監事に異動があったときには、遅滞なくその旨を文部科学大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第19条 会長は、本連盟を代表し、本連盟の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の業務を掌握し、会長及び副会長とも事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、本連盟の業務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるところにより本連盟の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産・会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会、文部科学大臣及び国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事

現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員 の 報 酬)

第 22 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(名 誉 総 裁 、 名 誉 会 長 、 顧 問 及 び 参 与)

第 23 条 本連盟に、名誉総裁 1 名、名誉会長 1 名、顧問 3 名以内及び参与 5 名以内を置くことができる。

- 2 名誉総裁は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、理事会の同意を得て、会長経験者の中から会長が委嘱する。
- 4 顧問は、理事会の同意を得て、本連盟役員経験者の中から会長が委嘱する。
- 5 参与は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 7 名誉会長、顧問及び参与は、第 20 条第 1 項及び第 22 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「名誉会長、顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 24 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第 25 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本連盟の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種 別 及 び 開 催)

第 26 条 本連盟の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - (3) 第19条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第27条 理事会は、第19条第6項第4号の規定による監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者の出席がなければ開会し、議決することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名。なお、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨付記するものとする。
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 本連盟に評議員75名以上99名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員には、第20条から第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第19条第6項第4号の規定による監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、又は必要な事項について審議し、会長に助言する。
- 5 評議員会には、第29条から第32条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 会長は、本連盟の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 加盟団体等

(加盟団体等)

第36条 都道府県を代表するセーリングスポーツ団体及び外洋帆走艇を統轄する団体は、本連盟の加盟団体となることができる。

- 2 前項の団体以外のセーリングスポーツ団体は、特別加盟団体となることができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 本連盟は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び国土交通大臣の許可を受けなければ解散することができない。

(清算人)

第39条 本連盟の解散に伴う清算人は、理事会において理事の中から選任するものとする。

(残余財産の処分)

第40条 本連盟の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び国土交通大臣の

許可を得て、本連盟と類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第41条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第42条 この法人の主たる事務所には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5項の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
 - 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 10 章 最高審判委員会

(最高審判委員会)

第 43 条 セーリング競技規則の厳正な施行と、審判の権威を確立するため、本連盟に最高審判委員会を設ける。

2 最高審判委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 最高審判委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 11 章 補 則

(細 則)

第 44 条 本寄附行為に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

第 1 条 本寄附行為は、文部大臣の設立許可のあった日(昭和 39 年 5 月 22 日)から施行する。

第 2 条 日本ヨット協会に属する一切の権利義務は、本会設立と同時に本会が継承するものとする。

第 3 条 本会の最初の会計年度は、この寄附行為第 14 条の規定にかかわらず、その設立の日始まり、昭和 39 年 12 月 31 日に終るものとする。

第 4 条 この法人の設立当初の役員は次の通りである。(省略)

附 則

本寄附行為は、文部大臣の変更認可のあった日(昭和 39 年 9 月 25 日)から施行する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣の変更認可のあった日(昭和 45 年 2 月 24 日)から施行する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣の変更認可のあった日(昭和 48 年 6 月 26 日)から施行する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣の変更認可のあった日(昭和 51 年 11 月 29 日)から施行する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣の変更認可のあった日(昭和 58 年 3 月 19 日)から施行する。

附 則

本寄附行為は、文部大臣の変更認可のあった日(平成 5 年 11 月 4 日)から施行する。

附 則

第 1 条 本寄附行為は、文部大臣及び運輸大臣の変更認可のあった日（平成 11 年 4 月 1 日）から施行する。

第 2 条 役員は、第 17 条第 5 号の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までは、28 名以上 33 名以内とする。

第 3 条 顧問は、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までは、10 名以内とする。

第 4 条 評議員は、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までは、100 名以上 150 名以内とする。